

高松市歴史資料館年報 平成25年度

資料編

管理運営

1	設置目的	02
2	建設基本構想	02
3	沿革	02
4	施設概要	03
5	組織と業務	03
6	関係法規	05
7	統計資料	09
8	利用案内	12

1 設置目的

本市の歴史・考古・民俗等に関する市民の知識及び教養の向上と市民文化の発展に寄与するため。

2 建設基本構想

(1) 資料館の基本理念及び性格

ア 基本理念

郷土の文化遺産を収集し、学術的な体系のもとに整理・保管・展示をして、市民の利用に供し、市民の生涯学習と文化の継承発展に資する。

イ 性格

- (ア) 歴史・考古・民俗等の各分野の資料を収集、保管して、伝承できる施設とする。
- (イ) 高松市の文化財の保護及び利用の中心的役割を果たし、文化向上に寄与する施設とする。
- (ウ) 親しみやすく利用しやすい資料館として運営・活動を行い、市民の郷土学習の場としての役割を担う施設とする。
- (エ) 学校教育と密接な関係を持ち、児童生徒が体験学習を行える施設とする。
- (オ) 高松市の歴史と文化に関する情報をコンピュータに集積するとともに、他機関とのネットワーク化を図り、これらの情報を提供する施設とする。

(2) 資料館の機能

資料館は、展示、教育普及を中心とし、次の目的をもった機能を有するものとする。

ア 展示機能

高松市を特徴づけるテーマを選定し、収集資料を中心に展示する。

イ 教育普及機能

高松市の歴史と文化に関して学校教育との連携を図るとともに、生涯教育の場の提供と普及活動を行う。

ウ 収集機能

高松市に関係する歴史・考古・民俗等各資料を収集する。

エ 整理保管機能

重要な歴史・考古・民俗等の資料を中心に整理し、保管する。

オ 調査研究機能

収集資料及び高松市の歴史と文化に関する調査・研究を行う。

(3) 資料館の規模・内容

ア 建設計画の基本的な考え方

市民が気軽に出入りでき、くつろいだ雰囲気の中で郷土の歴史と文化に親しめるとともに、障害者、高齢者にも配慮した施設とする。

また、観覧者と職員の動線が交わらないように収藏品、展示品の搬入、搬出に配慮し、維持管理及び保守点検が容易な施設とする。

収藏品、展示品については、その安全性を確保するため、防犯・防火に備えるとともに、空気調整等により虫、菌、カビ、塵埃及び湿度対策を行う。

さらに、ニューメディア、コンピュータの急速な進展等、将来の変化に対応できるよう融通性を持った施設とする。

イ 建設規模

個性的な資料館にするとともに、展示、教育普及を中心に、

収集、整理保管、調査研究等の諸機能が有機的に連携し、円滑に作動するよう延床面積は、おおむね次のとおりとする。
【建物延床面積 2,000 m²程度】

※大量に出土が見込まれる一般的な考古資料、民俗資料等の整理保管の施設については、別途確保とする。

(4) 資料収集の基本方針

資料の収集については、次のとおり計画し、実施する。

- ア 高松市教育委員会が発掘調査した出土遺物のうち、重要な遺物については資料館に保管する。
- イ 国、県及び市指定の文化財所有者の協力を得て、資料収集をする。
- ウ 学識経験者、郷土史愛好グループ、一般市民等の情報提供により、文化財の所在データを作成し、必要により所有者の協力を得て収集する。
- エ 移動できないもの、消滅したもの及び無形のものについては、写真、図面、ビデオ等によって資料収集をする。
- オ 収集は、寄贈、寄託、購入等による。

3 沿革

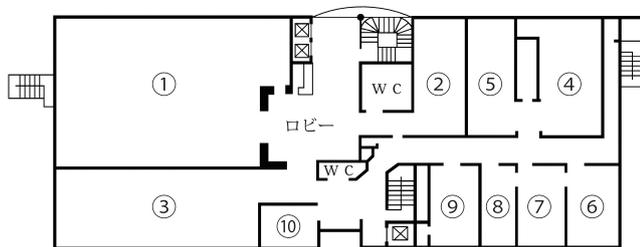
昭和 56 年 9 月	第 2 次高松市総合計画で、郷土資料の収集、保存、活用を図るために、郷土資料館の建設の検討が計画された。
昭和 59 年 3 月	学識経験者、文化団体関係者からなる高松市文化振興会議で郷土資料館の建設の提案がなされた。
昭和 61 年 6 月	史跡石清尾山古墳群整備基本計画策定計画書に、石清尾山古墳群に関連する郷土資料館建設が記載された。
昭和 62 年 6 月	高松市歴史民俗協会から、歴史民俗博物館設立の要望があった。
10 月	市制施行 100 周年記念事業計画会議から、100 周年記念事業の基本構想及び基本計画のなかで、歴史民俗資料館建設の提言があった。
12 月	市制施行 100 周年記念事業基本構想・基本計画で記念施設の一つとして、歴史民俗資料館建設が決定された。
昭和 63 年 2 月	高松市図書館・歴史民俗資料館整備庁内連絡会を設置した。
7 月	高松市立歴史民俗資料館（仮称）建設検討懇談会を設置した。
平成元年 2 月	高松市立歴史民俗資料館（仮称）建設検討委員会から高松市歴史民俗資料館（仮称）基本構想報告書が提出された。教育民生調査会を開催した。
3 月	高松市立歴史民俗資料館（仮称）建設基本構想を策定した。
5 月	高松市歴史民俗資料館（仮称）展示基本構想研究会を設置した。
6 月	教育民生調査会を開催した。
平成元年 9 月	展示基本計画・基本設計を業務委託した。
平成 2 年 3 月	教育民生調査会を開催した。
7 月	教育民生調査会を開催した。
9 月	展示実施設計業務委託・映像資料設計業務を委託した。

10月	起工式
平成3年7月	常設展示室等展示業務を委託した。
平成4年7月	建物工事が竣工した。高松市歴史資料館条例を制定。正式名称を「高松市歴史資料館」とした。
4月	事務局を開設した。
7月	教育民生調査会を開催した。
11月	3日(文化の日)に開館
平成18年1月	近隣6町との合併により、新しく石の民俗資料館、香南歴史民俗郷土館、讃岐国分寺跡資料館を管轄し、その事務を担当する。

4 施設概要

名称	高松市歴史資料館(中央図書館・菊池寛記念館と併設)	
所在地	高松市昭和町一丁目2番20号	
敷地面積	3,921 m ²	
建物構造	鉄筋コンクリート造・地下2階・地上4階建・塔屋	
建築面積	2,492 m ²	
延床面積	11,330 m ²	
	うち歴史資料館部分(4階)	1,925 m ²
	共用部分(エントランスホール・機械室・階段・エレベーター等)	3,544.93 m ²
各室一覧		
① 常設展示室		503 m ²
② プレイミュージアム(学習室)		99 m ²
③ 特別展示室		263 m ²
④ 第1収蔵庫		115 m ²
⑤ 第2収蔵庫		93 m ²
⑥ スタジオ		61 m ²
⑦ 調査研究室		65 m ²
⑧ 資料室		48 m ²
⑨ 事務室		65 m ²
⑩ 展示備品室		—

平面図



工事関係 一 覧	[監理]	高松市土木部建築課
	[設計管理]	(株) 梓設計
	[建設工事]	大成・大林・鴻池・合田建設共同企業体
	[給排水衛生設備工事]	ナミレイ・サン技研建設共同企業体
	[電気工事]	浅海・昭和・大よし共同企業体
	[空調設備工事]	高砂熱学工業・朝日工業社・雉鳥工業共同企業体
	[昇降機設備工事]	日本オーチスエレベータ
	[立体駐車場工事]	石川島播磨重工業
	[展示業務]	(株) 乃村工藝社

5 組織と業務

高松市歴史資料館は、高松市・高松市教育委員会が建設し、管理運営を行っている。事務局は、創造都市推進局文化財課歴史資料館業務係におかれ、正規職員と非常勤嘱託職員から構成されている。

資料館は、高松市歴史資料館条例及び同施行規則に基づいて活動しており、組織については、高松市歴史資料館処務規定に基づいている。さらに、資料館の適正な運営を図るため、高松市歴史資料館等協議会を年1回開催している。

資料の取扱いについては、高松市歴史資料館資料取扱い要綱に基づいて、適切に対処している。さらに、重要な資料の収集にあたっては高松市歴史資料館資料収集審査会条例に基づき、同審査会に諮問し、その答申に沿って収集している。

■ 業務内容

- 1 常設展示の運営、管理
- 2 館内庶務及び予算事務
- 3 企画展の開催
- 4 教育学習に関する事業
- 5 資料収集、整理、保管
- 6 資料に関する調査研究と情報提供
- 7 資料に関する解説書、図録、目録、研究報告書等の刊行
- 8 資料の利用に関する助言、指導
- 9 歴史資料館等協議会事務
- 10 他の資料館、関係機関、団体との協力
- 11 その他資料館が行う事業

■ 合併による文化施設編入について

平成17年度の市町合併により、下記の三館を高松市歴史資料館が統括することになり、菊池寛記念館とともに協力し合って新しい事業展開を図っている。

・石の民俗資料館

高松市牟礼町牟礼 1810 Tel.087-845-8484

五剣山南麓の「石匠の里公園」の中核施設であり、石材産業の民俗資料を収集・展示する全国でも例のない資料館。ジオラマ展示や体験学習広場を設けるなど楽しみながら石と触れ合うことができる。また、各種の企画展や講座も開催。

・香南歴史民俗郷土館

高松市香南町由佐 253-1 Tel.087-879-0717

南北朝時代、足利尊氏に属して功績を挙げた由佐秀助という武将がこの地を賜り、京都から讃岐に渡って由佐城を築城した。この郷土館は、その居城跡に、城の土塁といわれるものや古い屋敷の庭石、樹木の一部を大切に活かして庭を造り、城をかたどって創られた施設。

・讃岐国分寺跡資料館

高松市国分寺町国分 2177-1 Tel.087-874-8840

国分寺跡保存整備事業の一環として建設された資料館で、発掘調査で出土した瓦・土器・金属器などを展示。映像学習室ではアニメーションを取り入れた讃岐国分寺跡の歴史ビデオを放映。また、国分寺跡史跡公園には、奈良唐招提寺と同規模の金堂、七重の塔など、天平文化の粋を集めて造られた讃岐国分寺の伽藍配置模型(1%)を設置。

■名簿

高松市歴史資料館等協議会

(平成24年11月3日～平成26年11月2日)

学識経験者	佐藤恒雄	香川大学名誉教授
	丹羽佑一	香川大学名誉教授
関係団体役員	市原茂幹	香川県小学校教育研究会 高松支部社会科部会役員
	篠原隆則	香川県中学校教育研究会 高松支部社会科部会役員
	宮本康子	高松市歴史民俗協会事務局 役員
	葛西優子	高松市PTA連絡協議会 役員
その他	荒木ヨシ子	讃岐国分寺跡資料館 友の会役員
	松下桂子	元香南歴史民俗郷土館 運営協議会委員
	奥谷義明	文化協会むれ会長
公募	釋氏浩幸	
	柏原直子	

職員

25年度	館長	穴田豊久
	業務係長	山元敏裕
	副主幹	小島純子
	主任主事	小林有希子
	非常勤嘱託職員	中條亜希子 松本有貴 廣瀬杏子 金崎知裕 笠井弥佳 香川依央

6 関係法規

高松市歴史資料館条例

平成4年3月27日条例第19号

(設置)

第1条 本市の歴史、考古、民俗等に関する市民の知識及び教養の向上と市民文化の発展に寄与するため、高松市歴史資料館（以下「資料館」という。）を高松市昭和町一丁目2番20号に設置する。

(事業)

第2条 資料館は、前条に規定する資料館の設置目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 本市の歴史、考古、民俗等に関する資料（以下「資料」という。）の収集、保管及び展示を行うこと。
- (2) 本市の歴史、考古、民俗等に関する調査研究を行うこと。
- (3) 本市の歴史、考古、民俗等に関する展覧会、講演会等を開催すること。
- (4) 本市の歴史、考古、民俗等に関する情報を提供すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、資料館の設置目的を達成するために必要な事業

(観覧料)

第3条 資料館の展示を観覧しようとする者は、別表に規定する観覧料を納付しなければならない。

(観覧料の返還)

第4条 既納の観覧料は、返還しない。ただし、教育委員会（以下「委員会」という。）が特別の理由があると認める場合は、返還することができる。

(観覧料の減免)

第5条 市長は、委員会において必要があると認める場合は、観覧料を減額し、又は免除することができる。

(利用の制限)

第5条の2 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 秩序を乱し、若しくは公益を害し、又はそのおそれがあると認められる者
- (2) 資料館が展示若しくは保管をしている資料又は資料館の施設・設備等を損傷し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認められる者
- (3) その他資料館の管理上支障があると認められる者

(損害賠償)

第6条 資料館の入館者が、自己の責めに帰すべき理由により、資料又は資料館の施設・設備等を損傷し、又は滅失したときは、委員会の指示に従い、その損害を賠償しなければならない。

(高松市歴史資料館等協議会への諮問)

第7条 委員会は、第2条各号に掲げる事業に関する基本的な事項については、高松市歴史民俗分野及び美術分野社会教育施設協議会条例（平成20年高松市条例第29号）に規定する高松市歴史資料館等協議会に諮問するものとする。

(職員)

第8条 資料館に館長その他必要な職員を置く。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例は、平成4年11月3日から施行する。ただし、第8条の規定は、規則で定める日から施行する。（平成4年高松市規則第15号により、同年4月1日から施行）

附 則（平成11年7月14日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月27日条例第6号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日条例第29号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月26日条例第7号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	観覧料(1人1回につき)	
	個人	団体(20人以上)
一般	200円	160円
大学生	150円	120円

備考

- 1 「一般」とは 15 歳以上の者（大学生及び備考 2 の規定の適用を受ける者を除く。）をいい、「大学生」とは学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学その他これに準ずるものに在学する者をいう。
- 2 就学年齢に達しない者又は学校教育法第 1 条に規定する小学校、中学校若しくは高等学校に在学する者若しくは委員会がこれらに準ずると認める者は、無料とする。

高松市歴史資料館条例施行規則

平成 4 年 3 月 27 日教育委員会規則第 2 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、高松市歴史資料館条例（平成 4 年高松市条例第 19 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（開館時間）

第 2 条 高松市歴史資料館（以下「資料館」という。）の開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、展示室及び学習室への入室は、午後 4 時 30 分までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、館長が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

（休館日）

第 3 条 資料館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（その日が、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い同法に規定する休日でない日とする。）
- (2) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、館長が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。

（観覧券の交付）

第 4 条 条例第 3 条の規定による観覧料の納付があったときは、観覧券（様式第 1 号）を交付する。

（観覧料の返還）

第 5 条 条例第 4 条ただし書に規定する観覧料を返還することができる場合は、天災地変その他観覧料を納付した者の責めによらない理由で観覧できなくなったときとする。

- 2 観覧料の返還を受けようとする者は、高松市歴史資料館観覧料返還申請書（様式第 2 号）を速やかに教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

（観覧料の減免）

第 6 条 条例第 5 条に規定する委員会において観覧料の免除を必要と認める場合は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校、中学校、高等学校その他これらに準ずるものの児童または生徒が教育課程に基づく教育活動の一環として展示を観覧する場合において、これらの者の引率者が展示を観覧するとき。
- (2) 65 歳以上の者で、長寿手帳（香川県が交付する手帳をいう。）、免許証その他の年齢を証する書面を所持するものが、展示を観覧するとき。
- (3) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者が、展示を観覧するとき。
- (4) 療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）に規定する療育手帳の交付を受けた者が、展示を観覧するとき。
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が、展示を観覧するとき。

- 2 前項第 1 号の規定により観覧料の免除を受けようとする者は、あらかじめ委員会に申請しなければならない。
- 3 第 1 項第 2 号から第 5 号までの規定により観覧料の免除を受けようとする者は、観覧の際、職員に当該各号に掲げる手帳等を提示しなければならない。
- 4 第 1 項に規定するもののほか、観覧料の減免を必要と認める場合は、委員会が特別の理由があると認めるときとする。

（入館者の遵守事項）

第 7 条 資料館の入館者（以下「入館者」という。）は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 資料館が展示若しくは保管をしている本市の歴史、考古、民俗等に関する資料（以下「資料」という。）に触れないこと。
- (2) 他の入館者に迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
- (4) 火気を使用しないこと。
- (5) 危険物又は動物を持ち込まないこと。ただし、身体障害者が同伴する身体障害者補助犬については、この限りでない。

- (6) 物品等の販売又は展示、びら等の配布その他これらに類する行為をしないこと。
 - (7) 許可なく資料の撮影をしないこと。
 - (8) その他資料館の職員の指示に従うこと。
- (損傷等の届出)

第8条 入館者が、資料又は資料館の施設・設備等を損傷し、又は滅失したときは、高松市歴史資料館資料・施設・設備等損傷・滅失届（様式第3号）を直ちに委員会に提出しなければならない。
(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成4年11月3日から施行する。

附 則（平成10年9月28日教委規則第3号）

この規則は、平成10年11月3日から施行する。

附 則（平成11年7月14日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月27日教委規則第3号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年11月30日教委規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年9月27日教委規則第7号）

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成17年7月28日教委規則第9号抄）

この規則は、平成17年8月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日教委規則第9号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月26日教委規則第7号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月25日教委規則第14号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

高松市歴史民俗分野及び美術分野社会教育施設協議会条例

平成20年3月26日条例第29号

(設置)

第1条 歴史、民俗及び美術に関する社会教育のための公の施設の運営に関し調査審議するため、教育委員会（以下「委員会」という。）に、歴史及び民俗の分野並びに美術の分野ごとに協議会を置く。

(名称)

第2条 前条の協議会（以下「協議会」と総称する。）の名称は、高松市歴史資料館等協議会（以下「歴史資料館等協議会」という。）及び高松市美術館協議会（以下「美術館協議会」という。）とする。

(所掌事項)

第3条 協議会は、それぞれ次に掲げる公の施設の運営に関し、委員会の諮問に応じて調査審議する。

(1) 歴史資料館等協議会 高松市歴史資料館、高松市石の民俗資料館、高松市香南歴史民俗郷土館及び高松市讃岐国分寺跡資料館

(2) 美術館協議会 高松市美術館及び高松市塩江美術館

2 美術館協議会は、高松市美術館に関しては、博物館法（昭和26年法律第285号）第20条第1項に規定する博物館協議会とし、前項に規定するもののほか、同条第2項の規定により美術館協議会の権限に属させられた事項を処理する。この場合においては、前項中「委員会」とあるのは、「館長」とする。

(組織)

第4条 協議会は、歴史資料館等協議会にあっては委員11人以内、美術館協議会にあっては委員15人以内で組織する。

2 協議会の委員は、それぞれ次に掲げる者のうちから、委員会が委嘱する。

(1) 歴史資料館等協議会 次のアからウまでに掲げる者

ア 学識経験のある者

イ 関係団体の役員

ウ ア及びイに掲げる者のほか、委員会が必要と認める者

(2) 美術館協議会 次のアからエまでに掲げる者

ア 学校教育及び社会教育の関係者

イ 家庭教育の向上に資する活動を行う者

ウ 学識経験のある者

エ アからウまでに掲げる者のほか、委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 協議会にそれぞれ会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(幹事)

第8条 協議会にそれぞれ幹事若干人を置く。

2 幹事は、委員会の職員のうちから、委員会が任命する。

3 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定により第3条第1項各号に掲げる公の施設の運営に関する事務を市長の補助機関である職員に補助執行させる場合における前項の規定の適用については、同項中「委員会の職員」とあるのは「市職員」と、「任命する」とあるのは「任命し、又は委嘱する」とする。

4 幹事は、協議会に出席し、調査審議事項について意見を述べるることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に附則第5項の規定による改正前の高松市歴史資料館条例（平成4年高松市条例第19号）第7条の規定により委嘱された高松市歴史資料館運営協議会の委員である者並びに現に附則第9項の規定による改正前の高松市美術館条例（昭和63年高松市条例第10号）第18条及び博物館法第21条の規定により委嘱された高松市美術館協議会の委員である者は、この条例の施行の日に、第4条第2項の規定により、それぞれ歴史資料館等協議会の委員及び美術館協議会の委員として委嘱されたものとみなす。

3 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員（前項の規定により歴史資料館等協議会又は美術館協議会の委員に委嘱されたものとみなされる者を含む。）の任期は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、歴史資料館等協議会の委員にあっては平成20年11月2日まで、美術館協議会の委員にあっては平成21年6月30日までとする。

附 則（平成21年3月25日条例第7号）

この条例は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成24年3月27日条例第39号）

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

7 統計資料

■ 企画展他観覧者数

展覧会名	有料(人)		無料(人)		合計(人)	日数
	一般	大学生	一般	高校生以下		
収藏品展 大本家漆原の調度と生活	440	10	1,142	181	1,773	38
第63回企画展 古今高松大物産展	259	9	530	751	1,549	32
第4回古代山城サミット高松大会開催記念企画展 屋嶋城が築かれた時代(無料)	-	-	2,230	-	2,230	38
第64回企画展 知の巨人 藤澤東暎展	176	24	1,363	1,028	2,591	39
第65回企画展 香川大学図書館 神原文庫資料展 MAPS～古地図の楽しみ方～	344	18	1,184	117	1,663	38
ロビー展等					15,972	351

■ 特別展・企画展等実績(各年度経過)

年度	展覧会名	開催日数 (日間)	観覧者 総数(人)	一日平均 観覧者数(人)
平成4年	第1回特別展 開館記念 仏生山法然寺の名宝展	19	5,245	276
	第2回特別展 大地から見た高松の歴史	30	2,920	97
平成5年	第3回特別展 讃岐の文人画展	56	4,340	78
	第4回特別展 開館1周年記念 名刀が語る日本刀の歴史展	32	3,615	113
	第5回特別展 高松平野の考古学のあけぼの-小竹一郎旧蔵資料展	43	4,122	96
平成6年	第6回特別展 写真が語る高松のあゆみ	56	3,063	55
	第7回特別展 開館2周年記念 描かれし美の世界-讃岐に関する画人・作品を中心に	43	3,798	88
	第8回特別展 鏡の美-讃岐出土・伝来の和鏡を中心として	50	3,493	70
平成7年	第9回特別展 讃岐一宮 田村神社の名宝展	54	4,068	75
	第10回特別展 開館3周年記念 北斎・広重から棟方志功まで-町田市立国際版画美術館所蔵品を中心に	38	3,852	101
	第11回特別展 讃岐の古瓦展-白鳳・天平の菫	50	3,140	63
平成8年	第12回特別展 高松市歴史資料館コレクション展-美術・考古・民俗資料編	49	2,897	59
	第13回特別展 開館4周年記念 名刀展-鐵の匠	50	5,167	103
	第14回特別展 高松埋蔵文化財展	48	3,533	74
平成9年	第15回特別展 全国郷土玩具展-樋口準一氏寄贈玩具を中心として	44	2,422	55
	第16回特別展 開館5周年記念 水戸徳川家の名宝展	25	4,109	164
	第17回特別展 馬の文化展-讃岐を駆けぬけた馬たち	50	2,850	57
平成10年	第18回特別展 たかまつ香西のまつり	41	2,115	52
	第19回特別展 弘憲寺の名宝展	26	2,749	106
	第20回特別展 源平合戦図絵の世界	26	2,310	89
平成11年	第21回特別展 幻の宮伊勢齋宮-王朝の祈りと皇女たち	22	3,467	158
	第22回特別展 讃岐の古画にみる動物たち	40	1,189	30
	第23回特別展 野球王国・高松が生んだ宿命のライバル-水原茂と三原脩の野球人生	38	2,819	74
	館外展示 矢島で屋島展-生駒親正公の開いた高松と源平屋島合戦(矢島町郷土資料館)	22	1,708	78
	収藏品展 古文書に見る人々の暮らし	38	1,210	32
平成12年	収藏品展 栗田コレクション展	32	917	65
	第24回特別展 山田地区の文化財-川島・十河・東植田・西植田に伝えられた品々	38	2,288	60
	第25回特別展 高松市市制施行110周年記念事業・文化財保護法50年記念 芦葉江と名刀展	38	2,465	65
	第26回特別展 高松市市制施行111周年記念事業 秋田県矢島町と生駒氏	38	2,288	60
	平成13年 収藏品展 拓本展	32	772	24
平成13年	第27回特別展 怪童・中西太展	38	1,421	37
	第28回特別展 讃岐の古瓦展-白鳳・天平の菫	44	2,338	53
	第29回特別展 高松市歴史資料館コレクション展-美術・考古・民俗資料編	38	1,238	33

年度	展覧会名	開催日数 (日間)	観覧者 総数(人)	一日平均 観覧者数(人)
平成 14 年	収蔵品展 弓の名手・那須与一展	38	1,040	27
	第 30 回特別展 メモリー [映画・映像の文化]	39	886	23
	第 31 回特別展 開館 10 周年記念 彦根藩主 井伊家の名宝ー華麗なる大名道具の数々	30	2,225	74
	第 32 回特別展 林・三谷地区の文化財	32	1,654	52
平成 15 年	企画展 ある収集家のコレクション展	26	574	22
	共催展 高松自動車道全線開通記念埋蔵文化財展 讃岐横断 101km	30	1,118	37
	第 33 回特別展 ヒーローズ [昭和のイラスト・特撮の世界]	51	1,730	34
	第 34 回特別展 高松城と栗林園	32	1,893	59
平成 16 年	第 35 回特別展 歴史と現代の対話ー広告・宣伝の文化史	44	1,560	35
	収蔵品展 殿様の書状	32	559	17
	第 36 回特別展 印刷メディアあれこれー近代の教育がみえる	38	650	17
	第 37 回特別展 仏生山・多肥地区の文化財	44	1,904	43
平成 17 年	第 38 回特別展 讃岐の文人・後藤漆谷の書跡とその周辺	38	788	21
	収蔵品展 コレクション大公開ー歴史資料館の錦絵	32	994	31
	第 39 回特別展 名刀芦葉江と讃岐の刀	38	1,759	46
	第 40 回特別展 源義経と源平合戦	38	1,944	51
平成 18 年	第 41 回特別展 嵐徳三郎の世界	38	1,430	38
	収蔵品展 新たに仲間となりました	26	1,282	49
	第 42 回特別展 武士の装い	35	3,511	100
	第 43 回特別展 戦前の教育者群像	45	4,163	93
平成 19 年	収蔵品展 栗山とその周辺	34	1,026	30
	第 44 回特別展 ことばとかたちの歴史	38	1,566	41
	企画展 高松城跡天守台発掘速報展	38	782	21
	第 45 回特別展 渡辺コレクション展	38	2,018	53
平成 20 年	第 46 回特別展 万葉を愛した人物・中村一作展	38	788	20
	共催巡回展 発掘へんろー遺跡でめぐる伊豫・土佐・讃岐・阿波	27	880	33
	第 47 回特別展 布をめぐる旅ー込められた物語・歴史・表現	38	3,074	81
	収蔵品展 れきしに会うー新収蔵品で知る人と風景	38	673	18
平成 21 年	第 48 回特別展 近代香川の人物譜ー菊池寛と同じ時代を生きた人々	38	1,725	46
	第 49 回特別展 人形の・夢・見ゆるひと	38	1,634	43
	第 50 回特別展 近代をつくった大工棟梁ー高松の大工久保田家とその仕事	38	1,188	32
	共催巡回展 発掘へんろー遺跡でめぐる伊豫・土佐・讃岐・阿波	26	620	24
平成 22 年	収蔵品展 長町竹石 文人画の世界	38	855	23
	第 51 回特別展 高松市内の遺跡発掘調査速報展ー弥生土器に見るムラの暮らし	38	507	14
	資料館がすいぞくかん!?ー造形にみる水のいきものたち	38	1,312	35
	企画展 旅する文人 細川林谷ーその書画と篆刻	38	1,443	38
平成 23 年	第 52 回特別展 対決・協調 カップルズ	38	1,411	38
	第 53 回特別展 民具と生活、それぞれの四季	39	572	15
	収蔵品展 ここまでわかった高松城天守ー史料と発掘成果から往時の姿を探るー	38	937	25
	第 54 回企画展 郷土・高松に伝えられた至宝ー高松市内の指定文化財ー	26	1,927	75
平成 24 年	第 55 回企画展 ものがたりをよむ方法ー伊勢・源氏・平家物語を楽しもうー	38	1,451	39
	収蔵品展 あそびのころー昔おもちゃの魅力を知るー	38	1,495	40
	第 56 回企画展 左近さんが居た幕末ー松平頼該とその周辺ー	42	1,374	33
	平成 23 年	収蔵品展 高松ご城下井戸物語ー発掘された江戸時代 高松の上水道施設ー	38	1,040
平成 25 年	第 57 回企画展 魅せるー錦絵にみる女性の内なる美ー	31	1,262	41
	第 58 回企画展 知の体系ー江戸時代にやってきた自然科学ー	38	1,734	46
	第 59 回企画展 馬場景泉展ー現代花鳥画の精華ー	38	1,971	52
平成 26 年	収蔵品展 もんよう玉手箱ーれきし・かたち・いろいろー	38	1,024	27

